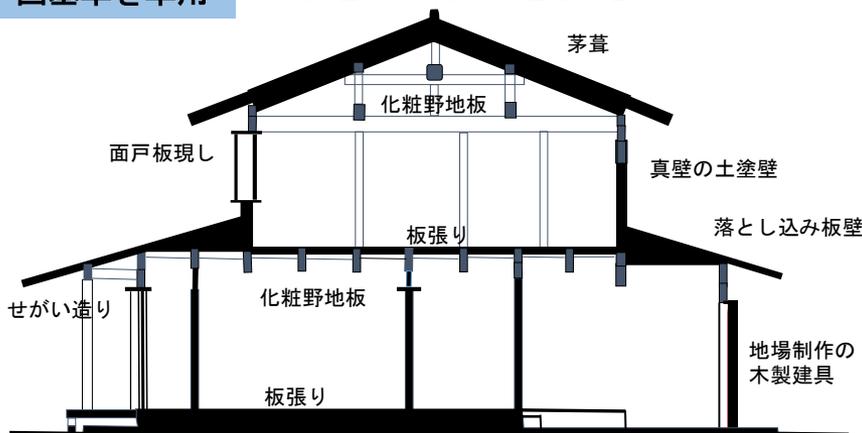


気候風土適応住宅告示（R1国交告第786号）第2項

国基準を準用

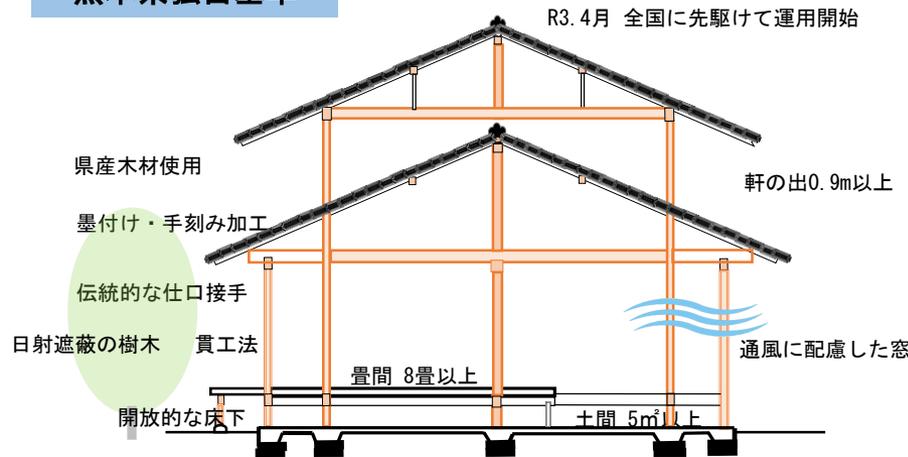
国土交通省 気候風土適応住宅



熊本県独自基準

「くまもと型伝統工法」を用いた木造住宅

R3.4月 全国に先駆けて運用開始



次のイ～ニのいずれかに該当するもの

イ	外壁の過半が両面を真壁とした土塗壁であること	
ロ	外壁が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること	
ハ	屋根が茅葺であること	
ニ (1) 及び (2) に該当	(1) 当いずれかに該当	(i) 外壁が片面を真壁造とした土塗壁であること
		(ii) 外壁が片面を真壁造とした落とし込み板壁であること
		(iii) 外壁の過半が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること
	(2) 当いずれかに該当	(i) 屋根が①～③のいずれかの構造であること
		(ii) 床が板張りであること
		(iii) 窓の過半が地場製作の木製建具であること

次の (1) 及び (2) に該当するもの

(1) (1) のいずれかに該当	(i)	くまもと型伝統構法による木造建築物であること ・「くまもと型伝統構法を用いた木造建築物設計指針」に基づき設計された木造建築物であれば可とする。
	(ii)	構造材（柱、梁、母屋及び土台）に用いる木材は熊本県産材とし、墨付け及び手刻みによる加工を行い、かつ伝統的な継手仕口を用いたものであること ※熊本県産材は、県内で生産された素材を加工した木造製品とする。
	(iii)	貫工法等であること ・貫を用いた軸組構法は可とする。
	(iv)	床下が開放的であること ・石場建てや足固め等により通気性が高く開放的な床下であれば可とする。
(2) A～Eの3つ以上に該当	A	軒の出が0.9m以上であること
	B	通風に配慮した複数の窓を配置したものであること ・高窓・天窓や地窓の設置、上下や対面に窓を設置する、又は部屋間を通し複数の窓から自然の風が入り可能な間取りであること。（欄間を設けることも可）
	C	主な居室の大きな窓（掃き出し窓、連窓）が多層構造の建具であること又は縁側を設置したものであること ・多層構造の建具とは、雨戸、ガラス戸、網戸、障子など複数の建具を用いたものであることとする。 ・縁側は外縁は含まない。
	D	畳の間（8畳以上又は13.2㎡以上の広さ）又は土間（5㎡以上の広さ）を設置したものであること ・畳の間については、(2)(ii)との併用により広さを確保することでも可とする。 ・広さは芯々寸法による。
	E	南又は西方向の開口部付近には日射を遮蔽するための樹木を複数本植えたものであること ・外壁等で日射を遮蔽できるものを除く。



【国土交通省】資料ライブラリ  
気候風土適応住宅の解説（令和6年度版）